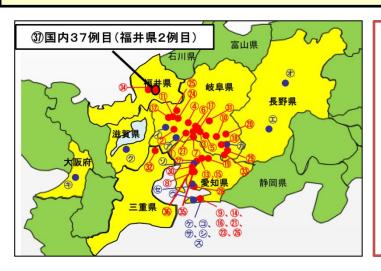
## 福井県の養豚場で豚コレラが発生(国内37例目)!

8月12日、福井県越前市の養豚場において豚コレラの患畜が確認されました。福井県では2例目の発生となります。

この養豚場は、野生イノシシの陽性確認地点から10km以内にあり 監視対象となっていました。今後、野生いのししや人・物の移動によっ て府内にウイルスが侵入する可能性が高まっています。

飼育施設への部外者の立入制限と車両・靴等の消毒、施設周辺の消毒やネズミ駆除などの衛生対策を確実に実施してください。



## 【37例目の概要】

- ◆発生農場 福井県越前市 615頭 飼養
- ◆経過
  - ・8月11日に養豚場から異常豚の通 報があり、福井県の立入検査の結果、 豚コレラの疑い。
  - ・8月12日、豚コレラ疑似患畜と判明。
- ◆この養豚場は、1例目農場の移動制 限区域(半径 3kmの区域)に所在。

※(ア)~(ス)は、発生農場の関連農場又はと畜場

豚、いのしし飼養者の皆様へ

## 通報と相談

▶毎日の健康観察と異常家畜(耳・下腹部・四肢の紫斑、結膜炎、複数頭の40℃以上の発熱、便秘又は下痢、食欲不振など)の早期発見・早期通報をお願いします。

## 侵入防止

- ▶豚コレラの発生を防止するためには、人や物を始め野生動物などによって飼育環境にウイルスが持ち込まれないことが重要です。
  - ☑ 飼育施設周囲の除草や飼育場所内外をこまめに整理整頓・清掃して、野生動物を近づけない環境をつくる。
  - ☑ 飼育場所の<u>ネズミ駆除を励行する。</u>
  - ☑ 飼育施設に出入りする車両や施設周辺の消毒を徹底する。
  - ☑ 飼育管理専用の衣服・長靴の着用と洗浄消毒を徹底する。

京都府は、毎月10日を10(テン)検の日と定めて、家畜所有者の皆様に飼養衛生管理基準の自主点検をお願いしています。



てんけん君

**京都府山城家畜保健衛生所** TEL: 0774-52-2040(休日·夜間は転送されます。)

FAX: 0774-52-2030